

年金額回復の具体的事例(試験的作業)

○平成21年12月21日から28日までに年金額試算を年金事務所で行ったもののうち、近畿、中国、九州ブロック管内の91年金事務所における上位10ケースについて、試験的に作業を行い取りまとめたもの

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概要	年金額回復の経緯	(参考)増加総額の 機械的計算(※)
				回復前	回復後			
1	62歳	男	811,000円	1,154,400円	1,965,400円	回復前の厚生年金加入期間509月に23月を追加。	<p>○ご本人が63歳からの年金額見込み額の確認のため相談窓口に来所した際、相談担当者が「ねんきん特別便(名寄せ便)」への回答が未提出であることに気づき、ご本人のものと思われる記録をご本人に確認したところ、ご本人の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。</p> <p>○統合前の厚生年金の加入月数509月では、60歳以上63歳未満の間の特別支給の老齢厚生年金は、報酬例部分のみの支給であるが、23月の期間が統合され532月となったため、厚生年金の加入期間が528月(44年)以上で退職している場合に適用される「長期加入者特例」に該当することとなり、60歳まで遡って定額部分も支給されることとなり、併せて、報酬比例部分についても23月分の年金額が上乘せされることとなった。</p>	<p>約230万円</p> <p>報酬比例部分 (60歳～83.6歳) 約45万円</p> <p>定額部分 (60歳～62歳) 約185万円</p>
2	83歳	男	772,600円	1,157,400円	1,930,000円	回復前の厚生年金加入期間267月に207月を追加。	<p>○ねんきん特別便(名寄せ便)のフォローアップ対象者であるご本人が施設に入所中であることをご本人の家族から聴取し、ご本人が入所している施設に事務所の職員が訪問し、施設の職員からご本人に職歴を尋ねていただいたところ、ご本人の記録であることが確認でき、後日ご本人の家族が代理人として手続きをされ、記録を統合した。</p>	<p>約1,820万円 (60歳～83.6歳)</p>
3	84歳	女	713,600円	366,200円	1,079,800円	回復前の厚生年金加入期間197月に63月を追加。	<p>○夫(事例7の故人)の死亡(平成15年1月)による遺族厚生年金を受給されているご本人から、ねんきん特別便(名寄せ便)の回答票が郵送で届き、回答票に記載してある夫の職歴に基づき調査したところ、夫の職歴と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。</p>	<p>約890万円 (77歳～88.6歳)</p>
4	84歳	女	598,300円	1,309,800円	1,908,100円	回復前の厚生年金加入期間298月に172月を追加。	<p>○ねんきん特別便(名寄せ便)をご本人が持参来所し、相談窓口担当者がご本人のこれまでの職歴を確認したところ、ご本人の申出た職歴の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。</p>	<p>約1,830万円 (58歳～88.6歳)</p>
5	69歳	女	575,400円	184,100円	759,500円	回復前の厚生年金加入期間180月に63月を追加。	<p>○社会保険業務センターから回付されたねんきん特別便(名寄せ便)回答票の中で、ご本人が申出された期間について調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。</p>	<p>約1,640万円 (60歳～88.6歳)</p>

番号	年齢	性別	増加年金額 (年額)	年金額(年額)		概要	年金額回復の経緯	(参考)増加総額の 機械的計算(※)
				回復前	回復後			
6	66歳	女	575,400円	954,000円	1,529,400円	回復前の厚生年金加入期間182月に68月を追加。	○黄色便(旧姓情報と未統合記録の突き合わせにより氏名・生年月日等が一致した方に送付するお知らせ)を事務所相談窓口へ持参され、厚生年金の期間を確認をしたところ、本人の結婚前当時(旧姓当時)の厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。 ○記録統合前は182月のみで加給年金は加算されていなかったが、今回の記録(68月)を統合したことにより250月となり、厚生年金の期間が240月以上となったため、夫についての加給年金が加算されることとなり、併せて、68月分の年金額が本体の年金額に上積みされることとなった。	約1,640万円 (60歳～88.6歳)
7	故人	男	573,200円	1,538,100円	2,111,300円	回復前の厚生年金加入期間197月に63月を追加。	○事例3の経緯により、ご本人が死亡前まで受給していた老齢厚生年金の年金額が63月分回復した。	約850万円 (60歳～74歳(死亡))
8	85歳	女	524,800円	754,100円	1,278,900円	回復前の厚生年金加入期間173月に245月を追加。	○ねんきん特別便(名寄せ便)の回答票が郵送で届き、回答票の申出期間について調査したところ、ご本人の申出された会社名、所在地、加入期間と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,500万円 (60歳～88.6歳)
9	86歳	男	445,700円	1,448,500円	1,894,200円	回復前の厚生年金加入期間217月に94月(船員)を追加。	○社会保険業務センターから回付されたねんきん特別便(名寄せ便)回答票の中で、ご本人が申出された期間について調査したところ、ご本人の申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,200万円 (60歳～86歳分)
10	79歳	女	435,400円	412,000円	847,400円	回復前の厚生年金加入期間0月に107月を追加。	○社会保険業務センターに回答した黄色便(旧姓情報と未統合記録の突き合わせにより氏名・生年月日等が一致した方に送付するお知らせ)の回答がどうなっているのかと、ご本人と夫が来訪、相談担当者がご本人の結婚前の旧姓や会社名から調査したところ、申出と一致する厚生年金の記録が判明し、記録を統合した。	約1,240万円 (60歳～88.6歳)

年金記録が回復した経緯別内訳(今回の10事例)

ねんきん特別便(名寄せ便)	8件(事例1、2、3、4、5、7、8、9)
黄色便(旧姓情報を活用したお知らせ)	2件(事例6、10)

(注1) 本表は、上記期間において年金額試算を年金事務所で行ったもののうち、近畿、中国、九州ブロック管内の91年金事務所における増加年金額(年額)の上位10ケースについて事例概要、年金額回復の経緯を試験的に取りまとめたもの(「年金額回復の経緯」については、基本的には年金事務所より報告を受けた内容を記載)

(注2) ※の「増加総額の機械的計算」は、基本的に各ケースの受給開始年齢から65歳時点の平均余命(男性+18.6歳 女性+23.6歳)までの期間(この平均余命を超えているケースは現在年齢までの期間、すでに死亡されているケースは死亡時までの期間)について受給すると仮定して、増加年金額(年額)に各ケースの受給期間(年数)を乗じて機械的に計算した金額で、実際に支払われる差額ではない(実際には、在職や雇用保険受給による支給停止等や物価スライドがあるが、これらによる支給額の変動は考慮していない)

同欄のカッコ内は機械的計算に用いた受給期間